

1割負担用

特別養護老人ホームまおろしの郷 利用料金表

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）

＜令和3年4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続が可能です）。

※令和3年9月30日までは基本料金に0.1%が加算されます

《第1段階利用者》

・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者

（円）

※ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	582	12	36	12	23	56	11	300	0	1,032	30,960	20	300	50	13	10	31,353
要介護2	651	12	36	12	23	56	11	300	0	1,101	33,030	20	300	50	13	10	33,423
要介護3	722	12	36	12	23	56	11	300	0	1,172	35,160	20	300	50	13	10	35,553
要介護4	792	12	36	12	23	56	11	300	0	1,242	37,260	20	300	50	13	10	37,653
要介護5	860	12	36	12	23	56	11	300	0	1,310	39,300	20	300	50	13	10	39,693

※高額介護サービス費の負担限度額／15,000円

《第2段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万円以下

※平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	582	12	36	12	23	56	11	390	370	1,492	44,760	20	300	50	13	10	45,153
要介護2	651	12	36	12	23	56	11	390	370	1,561	46,830	20	300	50	13	10	47,223
要介護3	722	12	36	12	23	56	11	390	370	1,632	48,960	20	300	50	13	10	49,353
要介護4	792	12	36	12	23	56	11	390	370	1,702	51,060	20	300	50	13	10	51,453
要介護5	860	12	36	12	23	56	11	390	370	1,770	53,100	20	300	50	13	10	53,493

※高額介護サービス費の負担限度額／15,000円

《第3段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	582	12	36	12	23	56	11	650	370	1,752	52,560	20	300	50	13	10	52,953
要介護2	651	12	36	12	23	56	11	650	370	1,821	54,630	20	300	50	13	10	55,023
要介護3	722	12	36	12	23	56	11	650	370	1,892	56,760	20	300	50	13	10	57,153
要介護4	792	12	36	12	23	56	11	650	370	1,962	58,860	20	300	50	13	10	59,253
要介護5	860	12	36	12	23	56	11	650	370	2,030	60,900	20	300	50	13	10	61,293

※高額介護サービス費の負担限度額／24,600円

《基準費用額》

・世帯に課税者がいる者、市町村住民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万円以上（夫婦で2,000万円以上）

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	582	12	36	12	23	56	11	1392	855	2,979	89,370	20	300	50	13	10	89,763
要介護2	651	12	36	12	23	56	11	1392	855	3,048	91,440	20	300	50	13	10	91,833
要介護3	722	12	36	12	23	56	11	1392	855	3,119	93,570	20	300	50	13	10	93,963
要介護4	792	12	36	12	23	56	11	1392	855	3,189	95,670	20	300	50	13	10	96,063
要介護5	860	12	36	12	23	56	11	1392	855	3,257	97,710	20	300	50	13	10	98,103

※高額介護サービス費の負担限度額／37,200円

・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み食に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額／44,400円

その他加算			
初期加算	30 / 日	看取り介護加算	
外泊時加算	246 / 日	・死亡日以前31日～45日	72 / 日
経口移行加算	28 / 日	・死亡日以前4日～30日	144 / 日
経口維持加算（Ⅰ）	400 / 月	・死亡日の前日、前々日	680 / 日
経口維持加算（Ⅱ）	100 / 月	・死亡日	1,280 / 日
療養食加算	6 / 回	再入所時栄養連携加算	200 / 月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 / 月	排せつ支援加算Ⅱ	15 / 月
口腔衛生管理加算	110 / 月	排せつ支援加算Ⅲ	20 / 月
安全対策体制加算	20 / 回		

《実費》

その他個人の嗜好によるもの 実費

《補足》

処遇改善加算Ⅲ =

（基本料金+全ての加算）×0.033

褥瘡マネジメント加算Ⅱは入所者の状況によって褥瘡マネジメントⅠを算定する場合があります

排せつ支援加算Ⅰは入所者の状況によって排せつ支援加算ⅡもしくはⅢを算定する場合があります

2割負担用

特別養護老人ホームまおろしの郷 利用料金表

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）

＜令和3年4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続が可能です）。

※令和3年9月30日までは基本料金に0.1%が加算されます

《第1段階利用者》

・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者

（円）
※ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1164	24	72	24	46	112	22	300	0	1,764	52,920	40	600	100	26	20	53,706
要介護2	1302	24	72	24	46	112	22	300	0	1,902	57,060	40	600	100	26	20	57,846
要介護3	1444	24	72	24	46	112	22	300	0	2,044	61,320	40	600	100	26	20	62,106
要介護4	1584	24	72	24	46	112	22	300	0	2,184	65,520	40	600	100	26	20	66,306
要介護5	1720	24	72	24	46	112	22	300	0	2,320	69,600	40	600	100	26	20	70,386

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万円以下

※平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1164	24	72	24	46	112	22	390	370	2,224	66,720	40	600	100	26	20	67,506
要介護2	1302	24	72	24	46	112	22	390	370	2,362	70,860	40	600	100	26	20	71,646
要介護3	1444	24	72	24	46	112	22	390	370	2,504	75,120	40	600	100	26	20	75,906
要介護4	1584	24	72	24	46	112	22	390	370	2,644	79,320	40	600	100	26	20	80,106
要介護5	1720	24	72	24	46	112	22	390	370	2,780	83,400	40	600	100	26	20	84,186

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1164	24	72	24	46	112	22	650	370	2,484	74,520	40	600	100	26	20	75,306
要介護2	1302	24	72	24	46	112	22	650	370	2,622	78,660	40	600	100	26	20	79,446
要介護3	1444	24	72	24	46	112	22	650	370	2,764	82,920	40	600	100	26	20	83,706
要介護4	1584	24	72	24	46	112	22	650	370	2,904	87,120	40	600	100	26	20	87,906
要介護5	1720	24	72	24	46	112	22	650	370	3,040	91,200	40	600	100	26	20	91,986

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

・世帯に課税者がいる者、市町村住民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万円以上（夫婦で2,000万円以上）

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅲ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1164	24	72	24	46	112	22	1392	855	3,711	111,330	40	600	100	26	20	112,116
要介護2	1302	24	72	24	46	112	22	1392	855	3,849	115,470	40	600	100	26	20	116,256
要介護3	1444	24	72	24	46	112	22	1392	855	3,991	119,730	40	600	100	26	20	120,516
要介護4	1584	24	72	24	46	112	22	1392	855	4,131	123,930	40	600	100	26	20	124,716
要介護5	1720	24	72	24	46	112	22	1392	855	4,267	128,010	40	600	100	26	20	128,796

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み食に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算	
初期加算	60 /日
外泊時加算	492 /日
経口移行加算	56 /日
経口維持加算（Ⅰ）	800 /月
経口維持加算（Ⅱ）	200 /月
療養食加算	12 /回
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6 /月
口腔衛生管理加算	220 /月
安全対策体制加算	40 /回
看取り介護加算	
・死亡日以前31日～45日	144 /日
・死亡日以前4日～30日	288 /日
・死亡日の前日、前々日	1,360 /日
・死亡日	2,560 /日
再入所時栄養連携加算	400 /月
排せつ支援加算Ⅱ	30 /月
排せつ支援加算Ⅲ	40 /月

《実費》

その他個人の嗜好によるもの 実費

《補足》

処遇改善加算Ⅲ =

（基本料金+全ての加算）×0.033

褥瘡マネジメント加算Ⅱは入所者の状況によって褥瘡マネジメントⅠを算定する場合があります

排せつ支援加算Ⅰは入所者の状況によって排泄支援加算ⅡもしくはⅢを算定する場合があります

3割負担用

特別養護老人ホームまおろしの郷 利用料金表

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）

＜令和3年4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です

※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（在宅時、五泉市に住所があった方は菅名の里・まおろしの郷にて代行手続が可能です）。

※令和3年9月30日までは基本料金に0.1%が加算されます

《第1段階利用者》

・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者

（円）

※ひと月30日で計算しています。

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅱ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1746	36	108	36	69	168	33	300	0	2,496	74,880	60	900	150	39	30	76,059
要介護2	1953	36	108	36	69	168	33	300	0	2,703	81,090	60	900	150	39	30	82,269
要介護3	2166	36	108	36	69	168	33	300	0	2,916	87,480	60	900	150	39	30	88,659
要介護4	2376	36	108	36	69	168	33	300	0	3,126	93,780	60	900	150	39	30	94,959
要介護5	2580	36	108	36	69	168	33	300	0	3,330	99,900	60	900	150	39	30	101,079

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万円以下

※平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅱ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1746	36	108	36	69	168	33	390	370	2,956	88,680	60	900	150	39	30	89,859
要介護2	1953	36	108	36	69	168	33	390	370	3,163	94,890	60	900	150	39	30	96,069
要介護3	2166	36	108	36	69	168	33	390	370	3,376	101,280	60	900	150	39	30	102,459
要介護4	2376	36	108	36	69	168	33	390	370	3,586	107,580	60	900	150	39	30	108,759
要介護5	2580	36	108	36	69	168	33	390	370	3,790	113,700	60	900	150	39	30	114,879

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅱ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1746	36	108	36	69	168	33	650	370	3,216	96,480	60	900	150	39	30	97,659
要介護2	1953	36	108	36	69	168	33	650	370	3,423	102,690	60	900	150	39	30	103,869
要介護3	2166	36	108	36	69	168	33	650	370	3,636	109,080	60	900	150	39	30	110,259
要介護4	2376	36	108	36	69	168	33	650	370	3,846	115,380	60	900	150	39	30	116,559
要介護5	2580	36	108	36	69	168	33	650	370	4,050	121,500	60	900	150	39	30	122,679

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

・世帯に課税者がいる者、市町村住民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万円以上（夫婦で2,000万円以上）

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制Ⅱ	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	×30	個別機能Ⅱ	自立支援	科学的介護	褥瘡マネⅡ	排せつ支援Ⅰ	1月計
要介護1	1746	36	108	36	69	168	33	1392	855	4,443	133,290	60	900	150	39	30	134,469
要介護2	1953	36	108	36	69	168	33	1392	855	4,650	139,500	60	900	150	39	30	140,679
要介護3	2166	36	108	36	69	168	33	1392	855	4,863	145,890	60	900	150	39	30	147,069
要介護4	2376	36	108	36	69	168	33	1392	855	5,073	152,190	60	900	150	39	30	153,369
要介護5	2580	36	108	36	69	168	33	1392	855	5,277	158,310	60	900	150	39	30	159,489

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み食に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

その他加算			
初期加算	90 /日	看取り介護加算	
外泊時加算	738 /日	・死亡日以前31日～45日	216 /日
経口移行加算	84 /日	・死亡日以前4日～30日	432 /日
経口維持加算（Ⅰ）	1200 /月	・死亡日の前日、前々日	2,040 /日
経口維持加算（Ⅱ）	300 /月	・死亡日	3840 /日
療養食加算	18 /回	再入所時栄養連携加算	600 /月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9 /月	排せつ支援加算Ⅱ	45 /月
口腔衛生管理加算	330 /月	排せつ支援加算Ⅲ	60 /月
安全対策体制加算	60 /回		

《実費》

その他個人の嗜好によるもの 実費

《補足》

処遇改善加算Ⅲ =

（基本料金+全ての加算）×0.033

褥瘡マネジメント加算Ⅱは入所者の状況によって褥瘡マネジメントⅠを算定する場合があります

排せつ支援加算Ⅰは入所者の状況によって排せつ支援加算ⅡもしくはⅢを算定する場合があります